

名古屋市教育委員会定例会

令和元年 10 月 17 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 請願第 5 号・第 6 号 請願審査について

日程 2 第 26 号議案 名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

日程 3 第 27 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

船 津 静 代 委 員

小 嶋 雅 代 委 員

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 27 名 ※傍聴者 2 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 3「名古屋市教育委員会表彰について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第1「請願審査について」です。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

それでは、請願第5号及び第6号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述をはじめてください。

【陳情人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

以上で、口頭陳情を終了します。陳情人は席へお戻りください。

両請願でございますが、同じ方からの請願となりますので、一括して議題といたします。まずは事務局からの説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第1「請願審査」について、まず請願第5号についてご説明させていただきます。

1点目ですが、「本件、窃取事件（資料参照）について告訴等を、学校長が行っていないことについて、学校長を処分する事。」でございます。

本件では、給食費の窃取を本人が認めた時点で、校長が本人を警察に自首させるなど警察に必要な情報を伝えております。また、横領は親告罪ではなく、すでに警察として必要な捜査が行われおります。こうしたことから、告訴の必要がなく、校長は告訴をしておりません。したがって、校長を処分することは必要ないと考えております。

2点目及び3点目は「本件搾取事件について、学校長が告訴等を行っていないことについて、教育委員会・教育長は、本件に関係する教育委員会事務局職員を処分すること。」、「本件搾取事件に関して、現在まで、告訴をしない、教育長を処分等すること。」でございます。

先ほどご説明しましたとおり、学校長の告訴をしないとの判断について、学校長を処分する必要がないことから、教育委員会事務局職員を処分する必要もないと考えております。また、同様に、教育長を処分等する必要もないと考えております。

続きまして、請願第6号についてご説明させていただきます。

請願項目は3点でございます。

1点目及び2点目は「やけどの生徒に「自業自得」の暴言をいったとされる教諭を処分すること」、「負傷の報告遅れ、安全配慮にかけた、校長を処分すること。」でございます。本事案につきましては、事実を詳細に確認のうえ、対処して参ります。

3点目は「今後、トーチ演舞に火を使うことを中止（廃止）すること。」でございます。来年度以降のトーチトワリングの実施につきましては、事故の発生状況や、本年度行っているケミカルライトやLED等を使用しての実施状況などを踏まえ、検討してまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（西淵委員）

請願第5号についてですけれども、学校の教諭の、元になりますけれども、教諭が学校のお金を窃取する、横領するという、極めて遺憾と思います。けれども、今事務局の説明を聞きますと、校長先生の取られたその後の対応については違和感を私は感じません。理解できますので、事務局の話として十分ではないかと考えますかいかがでしょうか。

（鈴木教育長）

はい。第5号についてはご意見いただきました。第6号についてもご意見があればお伺いさせていただきますがよろしいでしょうか。

他に特にご意見もないようですので、本請願の取扱いについてでございますが、まず、請願第5号についてですが、第1項については、本事案では、校長から警察に対し、必要な情報を提供していること。警察によりすでに必要な捜査が行われており、告訴を行う必要性がなかったこと。以上のことから、校長が告訴をしていないことに関して、瑕疵はないため、「不採択」としてはいかがでしょうか。

また、先に説明した理由から、関係する職員についても処分等する必要がないため、第2項及び第3項についても「不採択」としてはいかがでしょうか。

次に請願第6号の取扱いについてであります。第1項、第2項につきましては事実を詳細に確認のうえ、対処していくこと、第3項については事故の発生状況などを踏まえ、今後検討していくものであることから、3項目すべて「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第2第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第2第26号議案をご説明いたします。

この規則の改正は、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の設置に伴うものでございますが、改正の内容は、2点ございます。

1点目は、当該審議会に関する事務を、総務部教育環境計画室の分掌に加えるものでございます。

2点目は、当該審議会の設置に伴い、当該審議会の委員の委嘱について教育委員会の議決事項とするものでございます。

なお、当該審議会の委員の委嘱につきましては、教育委員会11月定例会に議案を提出させていただき予定でございまして、ご承知おきをいただきたいと思います。

施行期日は、令和元年11月1日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第2第26号議案「名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第3に移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は

退席をお願いいたします。

日程第 3 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 38 分終了